

じん肺予防対策

- アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業、トンネル建設工事等で粉じん障害防止対策を推進

定期健康診断における 有所見率の改善対策

- 事業者による事後措置を徹底
- 青森県との連携等による労働者の自主的な取組を促進
- 産業保健等の関係機関と連携した取組を推進

その他の対策

- リスクアセスメントの普及促進
- 高年齢労働者対策
- 非正規労働者対策
- 冬期労働災害対策

重点施策

行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組

- 関係行政機関との連携
- 専門家と労働災害防止団体等の活用
- 業界団体との連携による実効性の確保
- 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

重点施策

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 経営トップによる労働者の安全や健康に対する意識の高揚
- 労働環境水準の高い企業の積極的公表
- 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

重点施策

発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 発注者等に対する安全衛生への取組強化
- 製造段階での機械の安全対策の強化

重点施策

東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

- 東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策の着実な実施
- 原子力施設等における事故対応に係る準備状況の定期的な確認

青森労働局・各労働基準監督署

青森労働局版第12次労働災害防止計画のポイント

(平成25年度～平成29年度)

この計画は、国が定める「第12次労働災害防止計画」の目標を達成するために、青森労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

現状と課題

- 労働災害による被災者数(平成24年)
 - ・死亡者数: 14人(半数の7人が建設業で発生)
 - ・死傷者数: 1,310人(休業4日以上、平成22年から3年連続で増加)
 - ・労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業の割合が増加(特に社会福祉施設の労働災害は、過去10年で2.4倍)
- 労働者の健康をめぐる状況(平成24年)
 - ・定期健康診断における有所見率59.4%(平成19年から4.3ポイントの増加)

計画の目標

- 平成29年までに、平成24年比で
- 死傷者数を15%以上減少させる
 - 死亡者数を15%以上減少させ、かつ、期間計を74人以下とする

(死傷者数の推移と目標)



【業種別の死傷者数の推移】

業種	平成15年	平成24年	増減率
全産業	1,317	1,310	-0.5%
製造業	294	259	-11.9%
建設業	317	235	-25.9%
陸上貨物運送事業	118	127	+7.6%
第三次産業	500	599	+19.8%
小売業	130	152	+16.9%
社会福祉施設	35	84	+140.0%
飲食店	23	23	0.0%

(出典:労働者死傷病報告)

ポイント

全産業における労働災害の減少目標に加えて、重点業種ごとに努力目標を設定

休業4日以上の死傷者数に係る努力目標

- ・製造業: 20%以上減少
- ・建設業: 20%以上減少
- ・小売業: 20%以上減少
- ・社会福祉施設: 10%以上減少
- ・陸上貨物運送事業: 20%以上減少

ポイント

第三次産業を重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント

死亡災害に対し、重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」、「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

青森労働局版第12次労働災害防止計画の概要

計画期間:平成25年度～平成29年度(5か年)

計画が目指す社会

- ❑ 「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現する
- ❑ 「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない」という意識を共有する
- ❑ 安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解する
- ❑ 行政、労働災害防止団体、事業者、労働者、発注者及び消費者などの全ての関係者が、それぞれ責任ある行動を取る

計画の全体目標

休業4日以上労働災害による死傷者の数を、平成24年と比較して、平成29年までに15%以上減少させる

労働災害による死亡者の数を、平成24年と比較して、平成29年までに15%以上減少させるほか、前計画の合計と比較して、本計画の合計についても15%以上減少させる

「前計画」とは、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする第11次労働災害防止計画をいう
(死亡者数の推移と目標)



5つの重点施策

- 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- 行政、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生分野の専門家等の連携・協働による労働災害防止の取組
- 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

第三次産業対策(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)
【死傷者数の努力目標】
小売業:20%以上減少
社会福祉施設:10%以上減少

- ❑ 安全衛生管理体制を強化
- ❑ 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上
- ❑ 小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化
- ❑ 社会福祉施設における腰痛、転倒災害防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策
【死傷者数の努力目標】
20%以上減少

- ❑ 荷役作業中の労働災害防止を徹底
- ❑ トラック運転者に対する安全衛生教育を強化
- ❑ モデル運送契約書の普及等による荷主の取組を強化

建設業対策
【死傷者数の努力目標】
20%以上減少

- ❑ 足場等の仮設物等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- ❑ 関係請負人まで安全衛生経費が渡るよう発注者に要請
- ❑ 建設現場での統括安全衛生管理を徹底
- ❑ 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策
【死傷者数の努力目標】
20%以上減少

- ❑ 機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止
- ❑ 労働災害防止団体との連携により、小規模事業場における安全衛生活動を底上げ

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- ❑ メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を推進
- ❑ ストレスチェック等の取組を推進
- ❑ 取組方策が分からない事業場への支援を充実・強化
- ❑ メンタルヘルス対策支援事業等を通じて職場復帰対策を促進

過重労働対策

- ❑ 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- ❑ 休日・休暇の付与・取得を促進
- ❑ 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質による健康障害防止対策

- ❑ リスクアセスメントの促進と危険有害情報の伝達・提供
- ❑ 作業環境管理の徹底と改善

腰痛予防対策

- ❑ 社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- ❑ 介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

受動喫煙防止対策

- ❑ 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- ❑ 事業者に対する効果的な支援の実施
- ❑ 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底